

業務名称：2026年度-2030年度 九州センター施設管理・運営業務
（公告日 2025年9月29日 調達管理番号 26c00001000000）について、意見招請実施要領に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
JICA九州 契約担当役 所長

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	(頁無し)	意見招請実施要領 6. 入札実施 手続及びスケジュール (予定)	本公告後の下見積書並びに入札書の提出予定はいつ頃を想定しているかご教示ください。	下見積書は競争参加資格確認申請書と、入札書は技術提案書と同時にご提出いただく予定です。但し、6. 入札実施手続及びスケジュールはあくまでも予定ですので、本公告で最終的なスケジュールを再度ご確認願います。
2	(頁無し)	別紙4 業務委託契約書	独立行政法人通則法に基づいて設立された貴機構にも適用される、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」が令和7年9月5日付で厚生労働省より改正・公表されました。そのなかで、『契約書におけるスライド条項の記載』がガイドラインとして追記されています。本業務における業務委託契約書（別紙4）にも「スライド条項」の追記をご検討ください。なお、スライド条項がない契約書であっても、労務費高騰時の価格交渉に伴う協議は可能であることをご確認・ご回答をお願いいたします。	業務委託契約書（案）にはスライド条項は記載ありませんが、業務仕様書（案）の7. 費用負担等に関するその他の留意事項（7）その他③（P006）に「受注者に生じた増加費用又は損失が、業務仕様書に示したこれまでの実績に基づき想定した数量等と契約後の実績との乗離に起因する場合で、なおかつ、該当する費用が加重平均で10%以上増加した場合には、受注者は契約変更について協議を発注者に申し入れることができる。履行期間が複数年度に及ぶため、物価や人件費上昇を反映させる必要が生じた場合は単価を増額する可能性がある。」と記載しており、協議は可能です。
3	P75	フロント業務（宿泊サービス業務）	別紙2-3のフロント貸出物品の自転車台数が5台と記載されていますが、別紙4-7自転車点検整備業務に記載の6台との認識でよろしかったでしょうか。	別紙4-7自転車点検整備業務（P179）に記載のとおり6台です。
4	P145	宿泊棟1階ラウンジ（ELVホール）ブラインド	宿泊棟1階(ELVホール)のブラインド（24. 83㎡）はありませんのでリストから削除をお願いいたします。	当該頁に記載ある宿泊棟1階(ELVホール)のブラインド（24. 83㎡）はリストから削除します。
5	P65	発注者貸与物品一覧_食堂業務	レーザープリンターは貸与品でないため削除をお願いいたします。	当該頁に記載ある10. レーザープリンターはリストから削除します。
6	P179	自転車点検整備業務	現行台数27台から別紙4-7に記載の6台と自転車の数量が大幅に減少しますが、点検整備業並びに修理経費は6台分ですよろしいでしょうか。	点検整備業並びに修理経費は6台分となります。
7	P205	8. その他の設備 (6) 加湿器保守	機器がありませんのでリストからの削除をお願いいたします。	当該頁の8. その他の設備にある（6）加湿器保守は削除します。
8	P230	食堂運営実施要領	【昼食、夕食の事例】 閑散期、料理の種類（品数）についてご相談することは可能でしょうか。	業務仕様書（案）別紙7-1食堂運営業務の7. 食堂運営委員会の設置（P233）に記載のとおり、同委員会で販売品目の検討・協議を行うことは可能です。
9	P233	食堂運営実施要領_6. 販売要領 _(4)	現在、発注者のホームページ、Face Book、Instagramの原稿は発注者が作成し、受注者からは週間メニュー、企画メニューや各種キャンペーン等のポスターの原稿情報を提出しています。今後、受注者がSNS等で発信する場合の運用方法やトラブルに対する受注者側の責任範囲をご教示ください。	責任範囲を明確にするため「受注者はFace Book、Instagramの原稿案を提出し、発注者はこれを確認の上、発信する。」に修正します。
10	P236	自動販売機設置・運営実施要領	スナック菓子・軽食の自動販売機は利用実績が低かったため設置に至りませんでした。設置の場合、金銭的な保証が必要になりますので仕様書の再検討をお願いいたします。	当センターは近隣にコンビニエンスストアがなく、特に夜間などの施設利用者の利便性向上のためスナック菓子・軽食の自動販売機の設置を想定しています。同目的に適う方法がありましたら技術提案書でご提案をお願いいたします。
11	P236	自動販売機設置・運営実施要領	「受注者は、電力使用量を四半期毎に当該月の翌月5日（5日が休日の場合は前営業日）までに使用電力料を発注者に報告する。」と記載ありますが、検針の状況により報告できない可能性があるため、もう少し日程に余裕を頂けないでしょうか。	「受注者は、1年間の電力使用量を毎年3月10日（10日が休日の場合は前営業日）までに発注者に報告する。」に変更します。
12	P340	5. 電気設備の概要_(4) 常用発電設備	燃料電池発電設備は稼働停止しているため削除をお願いいたします。	5. 電気設備の概要(4) 常用発電設備（P340）にある燃料電池発電設備は削除します。
13	(頁無し)	別紙3 経費に係る留意点_消耗品代	「別紙3-2に記載のない消耗品は受注者負担」との記載があります。受注者負担となる消耗品リストをご提示ください。	清掃業務に係る消耗品については業務仕様書（案）別紙3-12「清掃消耗品・清掃用機材年間使用実績」を参照願います。それ以外の業務に必要な消耗品は、業務仕様書（案）記載のとおり基本的に受注者負担となりますので各業務の内容を踏まえ検討願います。